



山陽放送報道局
放送ライブラリー
センター

イサム・ノグチの活動、岡山でも



岡山でのイサム・ノグチの活動を伝えるフィルムの一場面

世界的に有名な石のアーティスト、イサム・ノグチが岡山市でも制作活動をしていた事が、ライブラリーセンターのフィルムから明らかになりました。

フィルムは1958年9月5日に当時の山陽新聞ニュースとして放送されたもので、映像の確認作業中、ライブラリースタッフの1人妹尾育代さんを見つけました。

フィルム缶には、イサム・ノグチの名前も撮影場所も書いてありませんでしたが、後ろに映っている石材店の看板が「三宅」と読めそうなことから、インターネットや電話帳を頼りに調べを進め、ようやく撮影現場が岡山市の万成地区にある現在の「三宅石材工業」である事をつきとめました。会社の人の話では、イサム・ノグチは、実際にノミを握る職人さんと一緒にしばらく岡山に滞在して制作活動を行ったということです。

1958年といえば、彼が女優李香蘭と離婚して、ニューヨークで本格的に庭園制作に入った年です。とすればフィルムに映っているのは、彼の日本最後の作品なのかもしれません。これからの取材に期待したいところです。

著作権 知識

④「著作権フリーソフトにもある著作権」

インターネットやワンセグなどのニューメディアが増加する中でBGMや背景映像などに使われる「著作権フリーソフト」の需要が増えてきました。これらのソフトは、CDやDVDで購入したり、ネットからダウンロード購入したりする事ができます。では、この『著作権フリー』とは一体なんのでしょうか。

音楽や絵画などには著作権があり、製作者に無断で複製（コピー）する事はできません。世の中に流通するいわゆる「著作権フリーソフト」は、製作者がこの権利を放棄した著作物と思われがちですが、実はそうではありません。正確には、著作物を他人がコピーする事について、番組のBGMやテーマミュージックなど一定の使い方をする場合に限って、製作者がとやかく言わないソフトです。決して著作権が放棄されたものではありません。

一般的に売られている著作権フリーのソフトにも、著作権は製作者に帰属するときちゃんと書いてあります。したがって、著作権フリーの音楽を編曲したり自分の曲として売り出したりすれば当然罰せられることとなります。仮に、BGMとして使おうとした時、より雰囲気マッチさせようとサウンドメーカーなどを使ってパーカッションを這わせると、場合によっては訴えられる事にもなりかねません。編曲が必要な場合、製作者に連絡して訳を話せば意外に安く作ってもらえる場合もあります。ご参考までに。

著作権フリー音楽配布第二弾

3月に続いて、著作権フリーのBGMを編集現場に配布します。今回は「MUSIC FOR SITUATIONS」というタイトルの、放送現場向けの音楽です。全部で20曲が収録されていて、結構使いやすいかと思います。

配布は前回同様DVCProの50Mにタイムコードと曲風を記載した形で各所属長宛てに行ないます。ご活用ください。


放送ライブラリーセンター